

佐賀県訓令甲第7号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県文書管理規程及び佐賀県本庁決裁等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年7月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県文書管理規程及び佐賀県本庁決裁等規程の一部を改正する訓令
(佐賀県文書管理規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書管理規程(昭和55年訓令甲第1号)を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、脱炭素社会推進総括監専決事項、<u>産業DX・スタートアップ総括監専決事項</u>、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙²」、課長専決事項、室長専決事項、政策企画監専決事項、さがデザイン企画監専決事項及び家畜防疫対策企画監専決事項については「丁」、参事専決事項、技術監専決事項、検査監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、情報監専決事項、監査監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専</p>	<p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、脱炭素社会推進総括監専決事項、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙²」、課長専決事項、室長専決事項、政策企画監専決事項、さがデザイン企画監専決事項及び家畜防疫対策企画監専決事項については「丁」、参事専決事項、技術監専決事項、検査監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、情報監専決事項、監査監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹専決事項については</p>

改正前	改正後
<p>決事項及び企画主幹専決事項については「²丁」、係長専決事項については「³丁」の表示をしなければならない。</p>	<p>「²丁」、係長専決事項については「³丁」の表示をしなければならない。</p>

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第2条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 副部長 組織規則第22条第1項に規定する副部長及び副局長、組織規則第22条第2項に規定する政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、脱炭素社会推進総括監、企業立地総括監及びスポーツ総括監並びに組織規則第22条第3項に規定する<u>産業DX・スタートアップ総括監</u>、再生可能エネルギー総括監及びSSP総括監をいう。</p> <p>(5) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長、センター長及び室長並びに組織規則第27条第1項に規定する職にある者を指揮監督する政策総括監、さがデザイン総括監、<u>産業DX・スタートアップ総括監</u>、再生可能エネルギー総括監及びSSP総括監並びに政策企画監、さがデザイン企画監、推進監、家畜防疫対策企画監及びリーダーをいう。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>別表第3（第4条、第5条関係）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 副部長 組織規則第22条第1項に規定する副部長及び副局長、組織規則第22条第2項に規定する政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、脱炭素社会推進総括監、企業立地総括監及びスポーツ総括監並びに組織規則第22条第3項に規定する再生可能エネルギー総括監及びSSP総括監をいう。</p> <p>(5) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長、センター長及び室長並びに組織規則第27条第1項に規定する職にある者を指揮監督する政策総括監、さがデザイン総括監、再生可能エネルギー総括監及びSSP総括監並びに政策企画監、さがデザイン企画監、推進監、家畜防疫対策企画監及びリーダーをいう。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>別表第3（第4条、第5条関係）</p>

改正前					改正後				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略					略				
こども家庭課	母体保護に関する事務	略			こども家庭課	母体保護に関する事務	略		
産業労働部	<u>産業DX及びスタートアップに係る施策に関する事務</u>		<u>産業DX及びスタートアップに係る施策の実施方針及び実施計画に関すること</u>	<u>産業DX及びスタートアップに係る施策の実施に関すること</u>	産業労働部				
産業労働部	産業GXに係る施策に関する事務	略			産業労働部	産業GXに係る施策に関する事務	略		
略					略				
産業政策課	産業振興に係る施策に関すること	略			産業政策課	産業振興に係る施策に関すること	略		
					産業政策課	<u>産業DX及びスタートアップに係る施策に関する事務</u>		<u>産業DX及びスタートアップに係る施策の実施方針及び実施計画に関すること</u>	<u>産業DX及びスタートアップに係る施策の実施に関すること</u>

改正前			改正後		
産業 政策 課	中小企業の 経営支援及 び商業・サ ービス業に 係る施策に 関する事務	略	産業 政策 課	中小企業の 経営支援及 び商業・サ ービス業に 係る施策に 関する事務	略
略			略		

附 則

この訓令は、令和6年8月1日から施行する。